

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会
専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常任委員会から付託された専門的事項を調査、審議するとともに、事業概要及び計画等の説明や円滑な関連部署との調整を図ることを目的として、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会会則（令和4年7月27日施行）第13条第3項の規定に基づき設置するわたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門部会の名称及びわたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会からの付託又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名

(役員を選任)

第4条 部会長及び副部会長は、専門部会委員の中からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会会長が委嘱する。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 専門部会の議長は、部会長又は部会長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、書面により議決に加わることができる。この場合において、当該専門部会委員は出席したものとみなす。
- 4 専門部会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を専門部会の議決に代えることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月27日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門部会	1 総務企画に関する事 2 財務に関する事 3 広報に関する事 4 市民協働に関する事 5 歓迎及びおもてなしに関する こと。 6 他の専門委員会に属さない事 項に関する事。	左記付託する事項のうち、事業の実 施に関する事。
競技式典 専門部会	1 競技に関する事。 2 式典に関する事。 3 施設に関する事。	左記付託する事項のうち、事業の実 施に関する事。
宿泊衛生 専門部会	1 宿泊に関する事。 2 観光に関する事。 3 医事及び衛生に関する事。	左記付託する事項のうち、事業の実 施に関する事。
輸送交通 専門部会	1 輸送及び交通に関する事。 2 警備及び消防防災に関するこ と。	左記付託する事項のうち、事業の実 施に関する事。